公益財団法人日本自転車競技連盟　維持会員規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という。）が統轄する各種自転車競技の普及と、更なる競技力の向上を推進するため、本連盟定款第４６条第３項に基づき、維持会員制度に関する事項について定める。

（維持会員の権利）

第２条　維持会員は、本連盟の目的および事業の趣旨に賛同し、第４条の入会手続を経たものをもって維持会員とする。

２．維持会員は、会員証および本連盟の刊行物を受領することができる。

（維持会員の義務）

第３条　維持会員は、次の各号に定める区分に従って、維持会費を支払わなければならない。

(1)　個人会員　　年額 10,000 円を１口とし、１口以上

(2)　団体会員　　年額 50,000 円を１口とし、１口以上

（入会手続）

第４条　新たに本連盟の維持会員になろうとする個人または団体は、当該個人または当該団体の代表者から次の書類を本連盟事務局に提出し、理事会の承認を得て維持会員となることができる。

(1)　入会届（住所または所在地及び連絡先を明記すること）

(2)　その他本連盟が必要と判断した資料

２．前項に関わらず、会長が大きな疑義を生じないと認めたときは、代表理事の承認を得て維持会員となることができる。この場合は、当該年度内に開催される理事会に報告しなければならない。

（退会）

第５条　第５条　　維持会員は、いつでも退会通知を本連盟事務局に提出することにより、退会することができる。

（処分）

第６条　理事会は、維持会員が本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に違反する行為をなしたときは、次の各号に定める処分を行うことができる。

(1)　指導

(2)　勧告

(3)　資格停止

(4)　退会

２．前項の具体的な手続及び内容については、理事会の議決を経て別に定める。ただし、代表理事は、第３条の会費を当該会計年度内に支払わなかった会員を退会扱いとすることができる。

（会費の使途）

第７条　第３条の会費は、毎事業年度における合計額の５０％以上を当該年度の公益目的事業に使用し、５０％未満を法人会計に使用する。

（維持会費の精算）

第８条　維持会員が第５条又は第６条第１項第４号により退会した場合、当該維持会員が既に納付した維持会費は、理由の如何を問わず返還しない。

２．前項の場合において、維持会員が退会する前に支払義務が生じた維持会費は、直ちに本連盟に納付しなければならない。ただし、第６条第２項により退会扱いとなった維持会員についてはその限りではない。

（改廃）

第９条　本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附　則

１．昭和５０年（１９７５年）９月２７日施行

２．平成　５年（１９９３年）６月２６日一部改定

３．この規則は、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日から施行する。

４．令和２年（２０２０年）９月１７日一部改正